

令和 7 年 度

羽島市健全化判断比率審査意見書

羽島市資金不足比率審査意見書

羽島市監査委員

監 委 第 2 5 号
令和 8 年 8 月 2 0 日

羽島市長 松 井 聡 様

羽島市監査委員 松 岡 滋
同 安 井 智 子

令和 7 年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により審査を求められた健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第 2 2 条第 1 項の規定により審査を求められた資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目 次

1 審 査 の 期 間	令和8年8月10日
2 審 査 の 結 果	
① 健全化判断比率審査意見書	4
② 資金不足比率審査意見書	6
・ 公営企業会計（病院事業、水道事業、下水道事業）	

令和 7 年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率は以下のとおりである。

【健全化判断比率】

区 分	令 和 7 年 度 (%)	令 和 6 年 度 (%)	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	—	—	12.76
連結実質赤字比率	—	—	17.76
※実質公債費比率	7.3	7.7	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

※実質公債費比率は、3 年間の平均数値

(2) 個別意見

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに赤字額がない結果となり、実質公債費比率については、7.3%、将来負担比率については、比率は「なし」となり、それぞれ早期健全化基準を下回る結果となった。

実質公債費比率は前年度に比べ 0.4 ポイント減少している。これは実質公債費比率が過去 3 か年の単年度の比率の平均であり、令和 4 年度単年度の比率 7.53%が令和 7 年度単年度の比率 6.35%に置き換わったためである。この令和 7 年度単年度の比率は、前年度の 7.92%と比べても低くなっている。この要因は、標準税収入額等と普通交付税額が増加したためである。

また、将来負担比率は、将来負担額から充当可能財源等を差し引いた数値がマイナスとなったため、比率は前年度に引き続き「なし」となった。しかし、将来負担額は令和 6 年度比で増加しており、今後の次期ごみ処理施設建設地方債償還額の増額や、病院事業会計への対応を考慮すると予断を許さない状況である。

以上のことから、令和 8 年度以降も適切に財政運営を図り、引き続き各指標が早期健全化基準内に収まるよう努力されたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 7 年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

なお、資金不足比率は以下のとおりである。

【資金不足比率】

会 計 名	資金不足比率 (%)		経営健全化基準 (%)
	令和 7 年度	令和 6 年度	
病 院 事 業 会 計	—	—	20.00
水 道 事 業 会 計	—	—	20.00
下 水 道 事 業 会 計	—	—	20.00

(2) 個別意見

公営企業会計（病院事業、水道事業、下水道事業）の資金不足比率は、経営健全化基準内であることから、特に問題はないと認められる。

以上のことから、令和8年度以降も各指標の推移を注視し、引き続き経営健全化基準内に収まるよう努力されたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。